

津市小児慢性特定疾病医療受給者に係るインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱

平成21年6月11日訓第44号

改正 平成22年6月30日訓第49号
平成23年7月28日訓第42号
平成26年10月31日訓第92号
平成28年3月24日訓第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病医療受給者に係るインフルエンザの発病又は重症化の防止を図るため、インフルエンザの予防接種（以下「予防接種」という。）に係る費用（以下「接種料」という。）を助成すること（以下「助成」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「小児慢性特定疾病医療受給者」とは、三重県が実施する小児慢性特定疾病医療支援事業に係る受給者証（小児慢性特定疾病医療支援事業実施要領（平成27年1月27日施行）第10条第2項に規定する小児慢性特定疾病医療受給者証をいう。以下「受給者証」という。）の交付を受けた者をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象者は、小児慢性特定疾病医療受給者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中学校就学の始期に達するまでの者（1歳未満の幼児を除く。）
- (2) 10月1日から翌年の1月31日まで（以下「対象期間」という。）に予防接種を受けた者
- (3) 予防接種を受けた日現在において本市の区域内に住所を有する者

(助成の額等)

第4条 助成の額は、対象期間の接種料の合計額（当該額が3,000円を超えるときは、3,000円）とし、各年度対象者1人当たり1回に限り、その保護者に助成する。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、予防接種を受けた日の属する年度の末日までに、小児慢性特定疾病医療受給者に係るインフルエンザ予防接種費用助成申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 接種料に係る領収書の写し
- (2) 受給者証の写し

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の額を決定し、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けた者があるときは、その者から既に交付した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成21年6月15日から施行する。

附 則（平成22年6月30日訓第49号）

この訓は平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年7月28日訓第42号）

この訓は平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成26年10月31日訓第92号）

この訓は平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日訓第8号）

この訓は平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

小児慢性特定疾病医療受給者に係るインフルエンザ予防接種費用助成申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

申請者（保護者） 住 所
氏 名 ⑩
電 話

インフルエンザ予防接種費の助成を接種料に係る領収書を添えて次のとおり申請します。なお、この申請の審査を目的として、津市が支給に係る必要な個人情報調査することに同意します。

対象者名	生年月日	接種日	接種金額	接種医療機関名
	年 月 日	年 月 日	円	
		年 月 日	円	
助 成 額 (請求額)	円			

*請求できる額は、3,000円を上限とします。

振込口座

金融機関名	本・支店等名称	分類	口座番号（右詰めでお書きください）						
銀行 農協 信用金庫	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通							
		2. 当座	申請者口座名義（カタカナ）						